

平成 27 年 9 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

健康福祉部の事務処理に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

健康福祉部内に於ける不適切な事務処理

2 質問の要旨

平成 27 年 9 月 7 日に於いて健康福祉部長が市民健康課に於ける不適切な事務処理が長年存在し、現在も踏襲されてきたことを認めた。

現在、中澤議員が質問されているが、この他にも市民健康課内では、不適切な事務処理はあるか。あるのであれば、何か調査し、明らかにされたい。

その他、市民健康課以外の健康福祉部長の所管である課においては、其々不適切な事務処理は無いのか。部内全ての課長、係長、担当者等に対してきちんと確認した上で答弁頂きたい。またその事務処理は何か。

健康福祉部長の責任のもと、明らかにされたい。

3 答弁を求める者

健康福祉部長

4 答弁の期限

⑦ (平成 年 月 日まで) ・ 無

(理由：最終本会議予定日までに誠実に答弁頂きたい。)